

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内地域名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|-----------|
| 長岡市 | 和島地区（島田・桐島） | 令和3年3月29日 | 令和3年3月29日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 910.28ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 731.37ha |
| ③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計 | 146.12ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 118.56ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 3.26ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 104.ha |
| <p>（備考）和島地区においては、圃場整備実施が進んでおり、圃場整備済みである集落については、集約化がほぼ完了している。集落営農組織についても法人化されており、各集落において認定農業法人が存在している。担い手への農地集積率も約7割ある。</p> | |

※ 1④の数値については、アンケート結果に基づく今後の規模拡大面積の合計

2 対象地区の課題

- ・ 和島地区全体では、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、65才以上で後継者未定の農業者の耕作面積のほうが多く、新たな担い手の確保が必要であるが、後継者不足が懸念される。
- ・ 山間部等においては、耕作放棄地への懸念がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

【和島地区全体】各集落において認定農業法人が存在し、集約化がほぼ終了している。今後、リタイヤ農家については中心経営体である認定農業者、認定農業法人等が担う。

島田：

中心経営体である認定農業者、認定農業法人が担うほか、規模拡大を希望する担い手により対応していく。

桐島：

中心経営体である認定農業者、認定農業法人が担う。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。